

○福津市男女共同参画推進本部設置規程

平成17年1月24日

訓令第32号

改正 平成19年3月30日訓令第3号

平成28年4月1日訓令第18号

(設置)

第1条 男女共同参画の推進を図ることを目的として、福津市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画社会の形成の促進を図るための計画及び施策の策定並びに推進状況の点検に関すること。

(2) その他男女共同参画社会の形成の促進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、庁議を構成する者をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(推進委員会)

第6条 本部に推進委員会を設置する。

2 推進委員会は、推進本部の所掌事項について調査、研究及び協議を行う。

3 推進委員会の委員は、本部長が指名する。

4 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、推進委員会を招集し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市民部男女共同参画推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日訓令第18号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。